

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	消費活性化対策事業(重点支援地方交付金事業分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により生活に影響を受けている全町民の生活を下支えするため、町民1人当たり10千円の町内事業者で使用できるクーポン券を発行する。 ②クーポン券換金に伴う報償費、クーポン券・大封筒の印刷費、クーポン券の輸送費、通知文書等のコピー用紙等(消耗品費) ③事業費合計 59,890千円(一般財源2,090千円充当) ・報償費 5,782人×10千円=57,820千円・印刷費 508千円 ・輸送費 1,536千円 ・消耗品費 26千円 ④基準日時時点で羽幌町に住所を有する者(全町民)	R7.12	R8.3
2	⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道料基本料金減免事業(重点支援地方交付金事業分)【R7予備費】	①物価高騰等の影響を受けている町民及び事業者に対し、水道及び簡易水道の基本料金1か月分を減免することで、消費の下支えや事業活動を支援する。 ②水道事業への負担金及び簡易水道特別会計への繰出金 ③【水道事業(基本料金)】家庭用 2,804件×2,850円+17件×1,425円、営業用119件×4,740円、工業用45件×8,230円、団体用31件×6,980円、浴場用1件×7,700円、船舶用1件×560円、システム改修費用 110,000円 計9,284,675円 【簡易水道事業(基本料金)】家庭用 234件×2,570円+2件×1,285円、営業用9件×5,460円、工業用4件×4,820円、団体用10件×6,130円 計733,670円 合計10,018,345円(うちR7予備費分6,792千円) ④町民・事業者(国・道・町の公共施設等は除く)	R7.10	R8.1
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料基本料金減免事業(重点支援地方交付金事業分)【R7補正】	①物価高騰等の影響を受けている町民及び事業者に対し、水道及び簡易水道の基本料金1か月分を減免することで、消費の下支えや事業活動を支援する。 ②水道事業への負担金及び簡易水道特別会計への繰出金 ③【水道事業(基本料金)】家庭用 2,804件×2,850円+17件×1,425円、営業用119件×4,740円、工業用45件×8,230円、団体用31件×6,980円、浴場用1件×7,700円、船舶用1件×560円、システム改修費用 110,000円 計9,284,675円 【簡易水道事業(基本料金)】家庭用 234件×2,570円+2件×1,285円、営業用9件×5,460円、工業用4件×4,820円、団体用10件×6,130円 計733,670円 合計10,018,345円(うちR7補正分3,226千円) (うち一般財源1千円充当) ④町民・事業者(国・道・町の公共施設等は除く)	R7.10	R8.1
4	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	バス・タクシー事業者エネルギー価格高騰対策支援事業(重点支援地方交付金事業分)	①燃料等エネルギー価格の高騰により影響を受けているバス及びタクシー事業者に対し、町民の生活を支える特急路線等の運行を継続して維持・確保するために必要な経費を支援する。 ②バス及びタクシーの運行経費の一部に対する支援金 ③事業費合計9,400千円(一般財源400千円充当) 【基本額】ア バス @2,000千円×1事業者=2,000千円 イ タクシー @1,000千円×2事業者=2,000千円 ウ タクシー(福祉限定) @300千円×2事業者=600千円 【加算額】ア バス @300千円 都市間高速バス、貸切バスの運行に使用されている台数 (特急12台+貸切3台)×300千円=4,500千円 イ タクシー(共通) @50千円 実際に稼働している台数 6台×50千円=300千円 ④町内に営業所を有するバス及びタクシー事業者	R8.1	R8.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護・障害福祉サービス基盤整備事業(重点支援地方交付金事業分)	①エネルギーや物価の高騰に大きな影響を受けている介護施設・事業所及び障害福祉施設に、燃料費や日用品等の費用の一部を助成し、事業運営の安定と町民へのサービス供給量の確保を図る。 ②介護保険施設及び障害福祉施設を運営するための経費の一部に対する助成費用 ③【介護保険施設】3,410千円 ・通所系事業所(1日の定員×週間開設日×5千円 計1,650千円) A事業所 30人×6日(週)×5千円=900千円 B事業所 30人×5日(週)×5千円=750千円 ・入所系事業所(定員×10千円) 176人(4施設合計)×10千円=1,760千円 【障害福祉施設】750千円 ・日中活動系サービス(1日の定員×週間開設日×5千円) C事業所 20人×5日×5千円=500千円 D事業所 10人×5日×5千円=250千円 ④町内所在の介護保険指定通所介護事業所、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護事業所を運営する介護施設又は事業所並びに障害日中活動系サービス事業所	R8.1	R8.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学校修学旅行補助事業(重点支援地方交付金事業分)	①物価高騰に大きな影響を受けている子育て世帯支援として、保護者が負担している小中学校の修学旅行に係る費用の一部(バス借上料)を小中学校に助成することで、物価の高騰に大きな影響を受けている子育て世帯の生活支援を図る。 ②修学旅行に要する交通費に対する費用助成 ③事業費合計 1,491千円(一般財源1千円充当) 修学旅行に要する交通費助成分 ・羽幌小学校 343,821円 ・羽幌中学校 1,147,692円 ④羽幌小学校及び羽幌中学校	R7.5	R7.7

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費負担軽減事業(重点支援地方交付金事業分)	①物価高騰に大きな影響を受けている子育て世帯支援として、学校給食費負担軽減事業による軽減対象外の自己負担分(町内小中学校に在籍する第1子の給食費の半額)を助成し、子育て世帯の生活支援を図る。 ②学校給食に係る賄材料費 ③事業費合計 6,402千円(一般財源642千円充当) 令和7年4月～令和8年3月分の給食費 小学生 79人×150円×200日=2,370,000円 中学生 112人×180円×200日=4,032,000円 ④町内小中学校に在籍する児童生徒の保護者(児童生徒以外の教職員等の給食費は除く)	R7.4	R8.3
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	令和8年水道使用料基本料金減免事業(重点支援地方交付金事業分)	①物価高騰等の影響を受けている町民及び事業者に対し、水道及び簡易水道の基本料金6か月分を減免することで、消費の下支えや事業活動を支援する。 ②水道事業への負担金並びに簡易水道特別会計への繰出金及び負担金 ③【水道事業(基本料金)】家庭用2,826件×2,850円×6月、営業用122件×4,740円×6月、工業用46件×8,230円×6月、団体用29件×6,980円×6月、浴場用1件×7,700円×6月、船舶用1件560円×6月、システム改修費用110,000円×6月 計55,989,840円=55,990千円 【簡易水道事業(基本料金)】家庭用226件×2,570円×6月、営業用9件×5,460円×6月、工業用5件×4,820円×6月、団体用10件×6,130円×6月、船舶用0件×640円×6月 計4,292,160円=4,293千円 合計 60,283千円(一般財源1,083千円充当) ④物価高騰の影響を受けている町民及び事業者(官公庁を除く)	R8.2	R8.4以降
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業物価高騰対策支援事業(重点支援地方交付金事業分)	①物価や燃料等の価格高騰の影響を受けている漁業者に対して、経費の負担を軽減し、経営の安定化を図ることを目的とした支援を行う。 ②漁業操業に必要な燃料その他の経費の一部として、漁船規模に応じた定額を支援するための支援金 ③117事業者 8,360千円(一般財源360千円充当) ・1屯未満 50,000円×17事業者 ・1屯以上3屯未満 60,000円×12事業者 ・3屯以上5屯未満 70,000円×67事業者 ・5屯以上10屯未満 80,000円×10事業者 ・10屯以上15屯未満 100,000円×6事業者 ・15屯以上 140,000円×5事業者 ④地域の漁業協同組合(地域の漁業者)	R8.1	R8.3
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	林業物価高騰対策支援事業(重点支援地方交付金事業分)	①物価や燃料等の価格高騰の影響を受けている林業事業者に対して、経費の負担を軽減し、経営の安定化を図ることを目的とした支援を行う。 ②業務に必要な燃料その他の費用の一部として、作業機械の保有台数に応じて定額を支援するための支援金 ③3事業者 16台×50千円=800千円 所有又はリース契約している原動機(エンジン)付き車両系建設機械を対象。ただし、1事業者当たり10台上限 ④地域の林業事業者	R8.1	R8.3
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業物価高騰対策支援事業(重点支援地方交付金事業分)	①物価や燃料等の価格高騰の影響を受けている農業者に対して、経費の負担を軽減し、経営の安定化を図ることを目的とした支援を行う。 ②農業生産に係る燃料費や資材等の費用の一部として支援するための支援金 ③事業費 30農業者 2,650千円(一般財源250千円充当) ・農業生産者及び農業法人(水稻生産者を除く) 定額分 1,500,000円(30件×50,000円) 作付面積割分 1,150,000円(150円/10a、各生産者への支給額は万円未満切捨) ④地域の農業協同組合(町内で農業生産活動を行う農業生産者及び農業法人の内、特に物価高騰等の影響を受けている畑・野菜・酪農・めん羊を専業とする経営体)	R8.1	R8.3
12	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	未就学児子育て支援事業(重点支援地方交付金事業分)	①物価高騰の影響を受ける未就学児子育て世帯に対し、育児・保育用品等の費用の一部を助成し、安心して子育てができる環境づくりを図る。 ②未就学児子育て世帯を支援するための経費の一部に対する支援金 ③総事業費 1,442千円(一般財源162千円充当) ・給付金 負担金補助及び交付金 140人×10,000円=1,400千円 対象世帯 100世帯(未就学児(0～6歳)140人) ・事務費 役務費(郵便料) 25千円、(手数料) 17千円 ④未就学児の保護者	R8.1	R8.4以降